

# 第 1 章

## 計 画 の 概 要

# 1 計画の背景

## (1) 少子化の進行

我が国の年間の出生数は、昭和46年～49年の第2次ベビーブーム期には毎年200万人を超えていましたが、昭和59年には150万人を割り込み、平成3年以降は増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向にあります。

また、合計特殊出生率は、第2次ベビーブーム期以降、人口の現状を維持するのに必要な水準である2.1を下回ったままとなっています。平成元年にはそれまで最低であった<sup>ひのえうま</sup>丙午の昭和41年の数値を下回る1.57を記録し、これは「1.57ショック」と言われ、私たちに少子化が進んでいるとの認識を一般化させました。さらに、平成17年には過去最低である1.26まで落ち込みましたが、その後微増傾向で推移し、平成24年は1.41となっています。

こうした少子化の進行は、子ども同士の交流の機会が減少することによる自立性や社会性の減退、地域社会の活力の低下などへの影響が指摘されるとともに、労働力減少による経済活力の衰退や、社会保障について保険などの基本である支える側と支えられる側の需給のバランスを崩し、従来の制度を維持できなくなるなど、我が国の社会経済や国民の生活に深刻な影響を与えることが懸念されています。

## (2) 国の少子化対策の動向

### ● エンゼルプランと新エンゼルプラン

平成2年、前年の合計特殊出生率の公表に伴う「1.57ショック」を契機に、政府は、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生き育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めました。

平成6年12月、今後10年間に取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)が策定されました。また、エンゼルプランを実施するため、保育事業の提供基盤や地域子育て支援センターの整備等を図るための「緊急保育対策等5か年事業」が策定され、平成11年度を目標年次として、整備が進められることとなりました。

その後、平成11年12月、「少子化対策推進基本方針」と、この方針に基づく重点施策の具体的実施計画として「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)が策定されました。新エンゼルプランは、従来のエンゼルプランと緊急保育対策等5か年事業を見直したもので、これまでの保育関係だけでなく、雇用、母子保健、相談、教育等の事業も加えた幅広い内容となりました。

## ● 次世代育成支援対策推進法

家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成15年7月、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法律は、地方公共団体及び事業主が、次世代育成支援のための取組を促進するために、それぞれ行動計画を策定し、実施していくことを狙いとしたもので、当初は平成27年3月末までを期限とした10年間の時限立法でしたが、平成26年4月、さらに10年間の延長が決定しました。

## ● 少子化社会対策基本法、少子化社会対策大綱及び子ども・子育て応援プラン

少子化社会において講じられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するために、平成15年7月、「少子化社会対策基本法」が制定されました。この法律に基づき、平成16年6月には「少子化社会対策大綱」が、同年12月には「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画について」(子ども・子育て応援プラン)が決定しました。これらの大綱及びプランでは、子どもが健康に育つ社会及び子どもを生み、育てることに喜びを感じることのできる社会への転換を喫緊の課題とし、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てに当たることができるように社会全体で応援するとの基本的考えに立ち、少子化の流れを変えるための施策を、国を挙げて取り組むべき極めて重要なものと位置付け、「3つの視点」と「4つの重点課題」、「28の具体的行動」を提示するとともに、国が地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要がある事項について、平成17年度から平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げました。

## ● 新しい少子化対策について

平成17年には、初めて総人口が減少に転じ、出生者数は106万人、合計特殊出生率は1.26と、いずれも過去最低を記録しました。こうした予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化及び転換を図るため、平成18年6月、「新しい少子化対策について」が決定されました。「新しい少子化対策について」では、「家族の日」・「家族の週間」の制定などによる家族・地域のきずなの再生や社会全体の意識改革を図るための国民運動の推進とともに、親が働いているかいないにかかわらず、全ての子育て家庭を支援するという視点を踏まえつつ、子どもの成長に応じて子育て支援のニーズが変化することに着目して、妊娠・出産から高校・大学生期に至るまでの年齢進行ごとの子育て支援策を掲げました。

## ● 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

平成18年12月に出された将来推計人口において、少子高齢化についての一層厳しい見通しが示されたことなどを踏まえ、平成19年12月、「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」が取りまとめられました。この重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとされました。

働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現については、平成19年12月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が決定されました。

また、重点戦略を踏まえ、平成20年2月に、希望する全ての人々が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、保育所等の待機児童解消を始めとする保育施策を質・量共に充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」が取りまとめられました。

## ● 子ども・子育てビジョン

平成20年12月に決定した「新しい少子化社会対策大綱の案の作成方針について」を受け、平成21年6月、「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」による提言（“みんなの”少子化対策）が取りまとめられました。その後、同年10月には「子ども・子育てビジョン（仮称）検討ワーキングチーム」を立ち上げて検討を進め、平成22年1月、今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョンとして、少子化社会対策基本法に基づく大綱（子ども・子育てビジョン）が策定されました。子ども・子育てビジョンでは、子ども・子育て支援施策を行っていく際の3つの大切な姿勢として、「1 生命（いのち）と育ちを大切にする」、「2 困っている声に応える」、「3 生活（くらし）を支える」を示し、この3つの大切な姿勢を踏まえ、「目指すべき社会への政策4本柱」と「12の主要施策」に従って、具体的な取組を進めることとしました。

## ● 子ども・子育て関連3法と子ども・子育て支援新制度

平成24年8月、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立し、これら「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が、社会保障・税一体改革の一項目として、消費税率の引上げによる財源の一部を得て実施されることとなりました（「子ども・子育て支援新制度」の内容については「【特集】子ども・子育て支援新制度の概要」（6～9ページ）を参照）。

## ● 待機児童解消加速化プラン

都市部を中心に深刻な問題となっている待機児童の解消を図るため、これまで「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」を推進してきましたが、さらに、待機児童解消のための取組を加速化させるため、平成25年4月、新たに「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、待機児童解消に意欲的に取り組む地方自治体に対してはその取組を全面的に支援することとしました。この加速化プランでは、平成25年度から保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までの間に、潜在的な保育ニーズも含め、約40万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指すこととしています。

## 【特集】子ども・子育て支援新制度の概要

「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」といいます。）とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、平成27年度からスタートします。

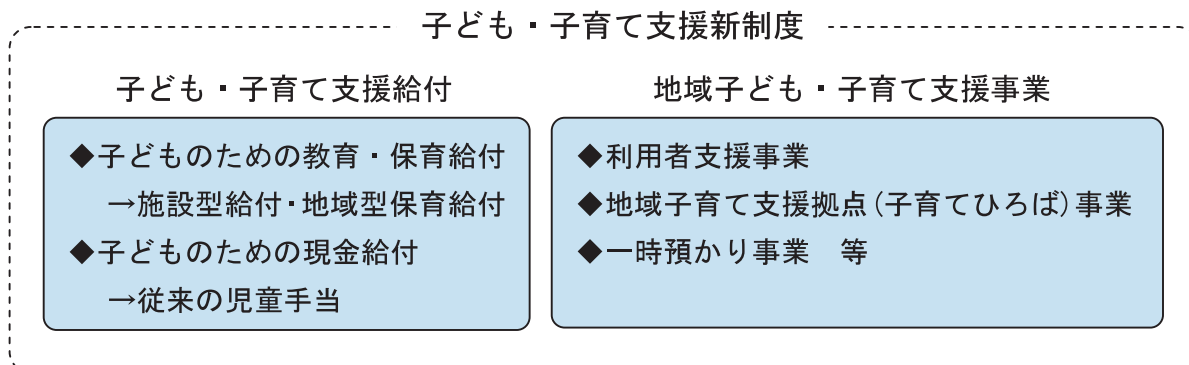
新制度は、全ての子どもの健やかな育ちを、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ保障しようとするもので、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供、②保育所待機児童の解消に向けた保育の量的拡大、③地域における子ども・子育て支援の充実を図ることを主な目的として創設されました。

### — 新制度の主なポイント —

- ◆認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- ◆認定こども園制度の改善
- ◆地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援事業、地域子育て支援拠点（子育てひろば）事業、一時預かり事業などの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- ◆基礎自治体である市町村が実施主体
  - ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
  - ・国・都道府県は、実施主体の市町村を重層的に支援
- ◆社会全体による費用負担
  - ・消費税の引上げによる国及び地方の恒久財源の確保を前提
- ◆政府の推進体制の整備
  - ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）
- ◆子ども・子育て会議の設置
  - ・国に、有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が、子育て支援施策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
  - ・市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

## ■ 新制度における給付・事業の全体像

新制度における給付・事業は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。



## ■ 子どものための教育・保育給付

子どものための教育・保育給付（以下「教育・保育給付」といいます。）には、「施設型給付」と「地域型保育給付」があり、就学前の子どもが対象の教育・保育施設や保育事業の利用に係る費用が、公的な給付と利用者の負担（応能負担）により賄われます。なお、給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。

### 〔給付の対象となる施設・事業〕

#### ● 施設型給付

施設型給付の対象となる施設は、幼稚園、保育所及び認定こども園で、かつ、給付の対象施設として市町村の「確認」を受けた施設です。こうした施設のことを、「特定教育・保育施設」といいます。

なお、幼稚園については設置者の判断により、新制度における「特定教育・保育施設」として運営するか、又は従来制度の下で運営するかを選択できる仕組みとなっています。

#### ● 地域型保育給付

地域型保育給付の対象となる事業は、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業で、かつ、給付の対象事業としての市町村の「確認」を受けた事業です。こうした事業のことを、「特定地域型保育事業」といいます。

新制度では定員が19人以下の保育事業などについても、新たに市町村の認可事業と位置付けて地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしています。



## ■ 支給認定

教育・保育給付の対象となる施設等の利用に当たり、保護者は給付を受ける資格のあること及び子どもの年齢や保育の必要性の有無による区分に該当することについての認定（以下「支給認定」といいます。）を市町村から受ける必要があります。

支給認定は、子どもの年齢や保育の必要性の有無に応じて、「1号」から「3号」までの3つに区分されます。

### 3つの認定区分

#### 1号認定

教育標準時間認定

- 子どもが満3歳以上
- 教育を希望
- 利用先：幼稚園、認定こども園

#### 2号認定

（保育の必要量）※  
保育標準時間認定  
保育短時間認定

- 子どもが満3歳以上
- 「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望
- 利用先：保育所、認定こども園

#### 3号認定

（保育の必要量）  
保育標準時間認定  
保育短時間認定

- 子どもが満3歳未満
- 「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望
- 利用先：保育所、認定こども園、地域型保育

※ 2号・3号認定は、保育の必要量に応じて保育標準時間・短時間に区分

## ■ 地域子ども・子育て支援事業

新制度では、保育の必要性の有無にかかわらず全ての家庭を対象に、地域のニーズに応じた子育て支援を充実するため、13の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置付けて市町村への財政支援を強化し、その拡充を図ることとしています。

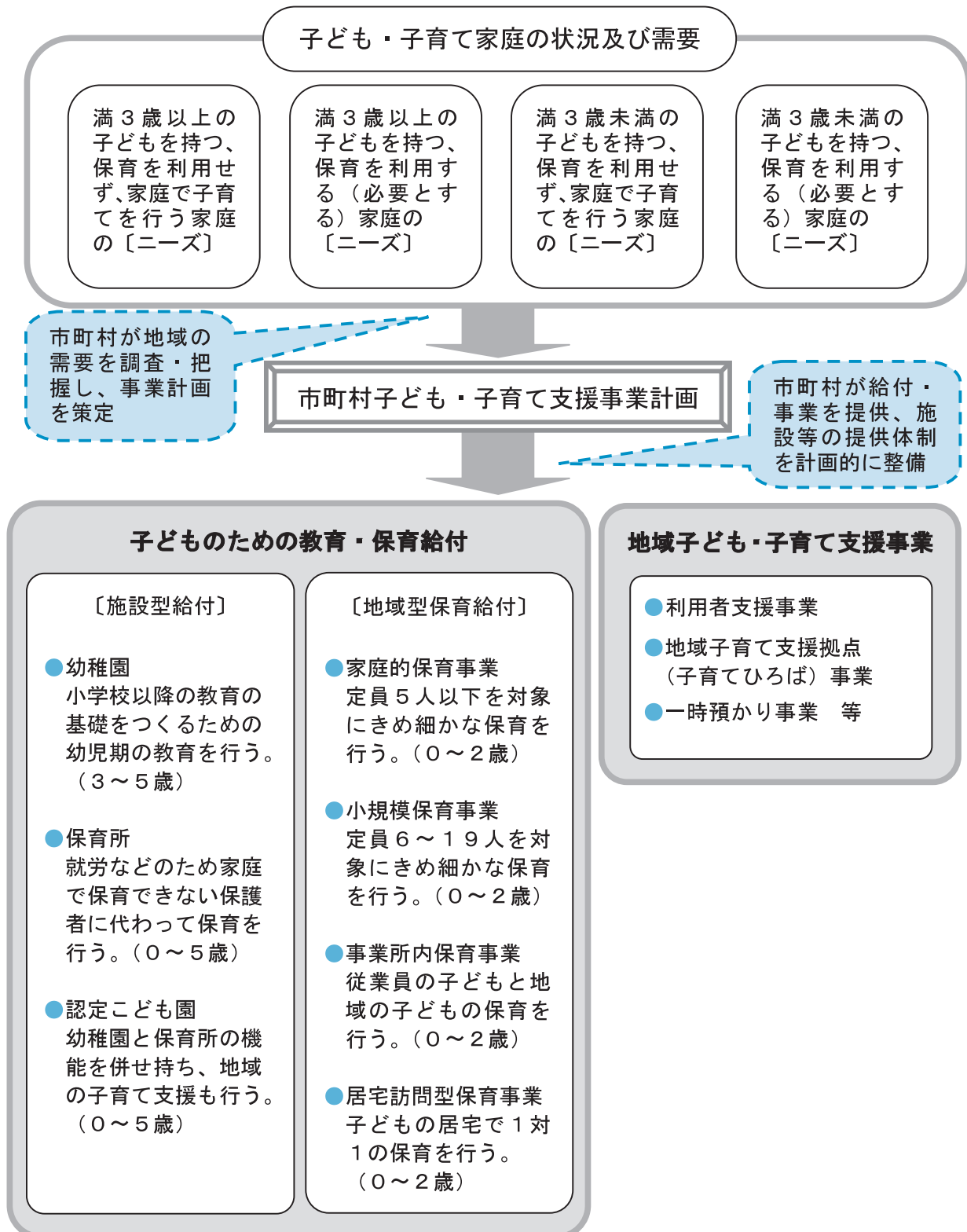
### — 13の地域子ども・子育て支援事業 —

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点（子育てひろば）事業
- ③ 妊婦健康診査
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 時間外（延長）保育事業
- ⑩ 病児保育事業
- ⑪ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業



## ■ 新制度における市町村の責務・役割

新制度の実施主体である市町村は、質の確保された給付・事業を提供するとともに、地域の実情に応じて幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を整備することが責務・役割として求められています。



### (3) 府中市の少子化対策の動向

#### ● 府中市子育て支援推進計画〔平成10年度～平成14年度〕

府中市では、平成6年に国が策定した「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）や平成9年度に東京都が策定した「子どもが輝くまち東京プラン」を受けて、子どもの成長と子育てへの支援に関する施策を総合的に推進するため、平成10年度から平成14年度までを計画期間とする「府中市子育て支援推進計画―ひとみ輝け！府中子どもプラン―」を策定しました。

#### ● 府中市福祉計画(子育て支援分野)〔平成15年度～平成20年度〕

平成11年に国が策定した「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）を受けて、平成15年度から平成20年度までを計画期間とした「府中市福祉計画（子育て支援分野）」を策定しました。

#### ● 府中市次世代育成支援行動計画〔平成17年度～平成26年度〕

平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画として、次世代育成支援対策の10年間の集中的・計画的な取組を進めるため、「府中市福祉計画」における子育て支援計画を発展的に引き継ぐかたちで、平成17年度から平成21年度までを前期、平成22年度から平成26年度までを後期とした「府中市次世代育成支援行動計画」を策定しました。

計画策定以降は、市民、学識経験者、関係機関、子育てに関わる団体等から選出した委員により構成された府中市次世代育成支援行動計画推進協議会において、計画の進捗状況や事業実施状況などについての点検・評価を行ってきました。

## 2 計画の目的・位置付け

### (1) 計画の目的

本計画は、少子化の進行や子育て家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる適切な環境が確保されるよう、子どもとその保護者に必要な本市の子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に行うことを目的として策定するものです。

### (2) 計画の位置付け

本計画は、「第6次府中市総合計画」を上位計画とした子ども・子育て支援施策に関する行政分野計画として策定します。

また、本計画は、「府中市福祉計画」における子育て支援計画を発展的に引き継ぐ「府中市次世代育成支援行動計画」が平成26年度をもって計画期間を終了することから、その主旨を内包した子ども・子育て支援に関する計画として策定します。

### (3) 関連の計画との関係

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援施策に関連する、本市の健康・福祉分野を始めとした様々な関連計画との連携・整合を図るとともに、今後策定される関連計画についても、可能な限り整合を図るものとしします。

### (4) 法律上の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」としての位置付けを有した計画として策定します。策定に当たっては、これまで取組を進めてきた「府中市次世代育成支援行動計画」の継承を図りつつ、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」や子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ、子ども・子育て支援に関連する様々な施策の再体系化を行っています。

なお、本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画（次世代育成支援対策に関する計画）」、「児童福祉法」に基づく「市町村整備計画（保育所等の整備に関する計画）」及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「自立促進計画（母子家庭等の自立促進に関する計画）」を含むものとしします。

## 3 計画の基本的考え方

### (1) 基本理念・基本目標

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の社会の担い手を育成するための重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

こうした大切な存在である子ども自身の最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、一人ひとりの子どもの健やかな育ちが等しく保障されるよう、子ども・子育て支援施策を推進していくものとし、本計画の基本理念及び基本目標を次のとおり定めます。

#### 【基本理念】

**次代を担う子ども一人ひとりを  
生まれる前から大切にし、  
子どもの立場・視点を最大限尊重します**

#### 【基本目標】

**ひとみ輝け！府中の子どもたち  
心豊かな子どもがいきいきと育つまち**

## (2) 施策推進の「3つの視点」

基本理念・基本目標を踏まえ、本計画の推進に当たり、特に重要な視点として、次の「3つの視点」をもって施策の展開を図ります。

### 1 子どもの幸せを第一に考える視点

子どもに関わる種々の権利が擁護されるように施策を推進していくため、各子ども・子育て支援施策による影響は子ども自身が最も大きく受けることに十分に留意し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮していきます。また、子どもは次代の親となるという認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めていきます。

### 2 全ての子育て家庭を支援する視点

子ども・子育て支援に当たっては、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題も踏まえ、広く全ての子育て家庭を支援するという視点により、安心して子育てができるよう施策を推進していきます。また、要支援・要保護児童への対応など、特に配慮を必要とする子どもや家庭への支援という観点も十分に踏まえ、それぞれの子どもや家庭が抱える背景の多様化等の状況に応じたきめ細かな取組を進めていきます。

### 3 地域や社会全体で子ども・子育てを見守り、育み、支える視点

子育ての第一義的責任は父母その他の保護者にあるという基本的認識を前提としつつ、子どもの健やかな成長のため、また、保護者が安心して喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの健やかな育ちと子育てを、行政を始め地域や社会全体で見守り、育み、支えていくことが重要であるとの認識の下、様々な担い手が参画、協働して子ども・子育てを支援する取組を進めていきます。

### (3) 施策目標

基本理念・基本目標及び「3つの視点」に基づき、次の7つの施策目標を設定し、子ども・子育て支援施策を推進します。

#### 1 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備

地域で安心して出産し、子育てできる環境を目指すため、子育て支援に関する情報提供・相談体制の充実を図るとともに、地域における子育て支援拠点の整備を進めるなど、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりを行います。

#### 2 質の高い幼児期の教育・保育の提供

小学校就学前の子どもに対して、それぞれの家庭が希望する教育・保育を提供できる体制を整えます。

また、延長保育時間の拡大や一時預かり事業の拡充など、生活様式の変化に伴う多様な保育ニーズに対応した取組を進めます。

#### 3 母と子どもの健康支援

妊娠期から出産、乳幼児期を通じ、母と子どもの健康が確保されるよう、各種健康診査や予防接種、家庭訪問などを実施するとともに、様々な機会を捉えて適切な情報提供や指導を行います。

#### 4 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭への各種支援施策に関する情報提供・相談体制の充実を図り、就業・自立に向けた総合的な支援の取組を進めます。

## 5 配慮が必要な子どもと家庭への支援

児童虐待の未然防止・早期発見の取組を進めるとともに、被虐待児童やその家族への支援を行います。

また、子どもの障害等についての早期把握と、それぞれの状況に応じた適切な支援につなげる取組を進めます。

## 6 青少年の健全育成

次代を担う子どもたちの健全な育成を図るため、小学生の放課後の安全・安心な居場所づくりを推進するとともに、家庭、地域、学校、警察等との連携・協働による青少年の健全育成に資する取組や、社会生活に困難を抱える青少年の自立支援に向けた取組を進めます。

## 7 子育て家庭の経済的負担の軽減

安心して子育てができる環境づくりを進めるため、児童手当の支給や子どもの医療費の助成を行い、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。



## (4) 新制度において目指す方向性

子ども・子育て支援新制度の趣旨とその実施主体である本市の実情を踏まえ、新制度の施行を通して本市が目指す方向性として次の3点を掲げ、各施策目標の横断的取組のなかで着実な制度運営を図ります。

### 1 質の高い教育・保育の総合的な提供を目指す

小学校就学前の子どもに対して、質の高い学校教育と保育を一体的に提供できる体制づくりを推進します。また、その一環として、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園の普及を目指します。

### 2 全ての子どもに、それぞれの家庭が希望する教育・保育を提供する

小学校就学前の子どもに対して、それぞれの家庭が希望する教育・保育を提供できる体制を整えます。特に、保育需要が高まるなかで保育所待機児童が解消していない現状に鑑み、その解消に向けた取組を促進します。

### 3 地域における子育て支援の充実を図る

在宅で子育てをする家庭やひとり親家庭等を含めた全ての子育て家庭への支援を行う観点から、地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実を図ります。

### ▼ 教育・保育等の提供体制の整備における課題…

○保育所待機児童が未だ解消していません。また、待機児童の解消に当たり将来の少子化も見据えた対応が必要となっています。

○市民の生活様式や働き方の変化などに対応した多様な保育ニーズへの対応が求められています。

○就学前児童の保護者を対象とした市民意向調査では、約半数の保護者が3～5歳児への学校教育と保育の双方の提供を希望していますが、平成26年度現在、市内に認定こども園はありません。

○核家族化や地域のつながりの希薄化の進展に伴う子育ての負担、不安及び孤立感の高まりに対応するため、更なる子ども・子育て支援の充実が求められています。

(5) 計画の体系

基本理念 基本目標

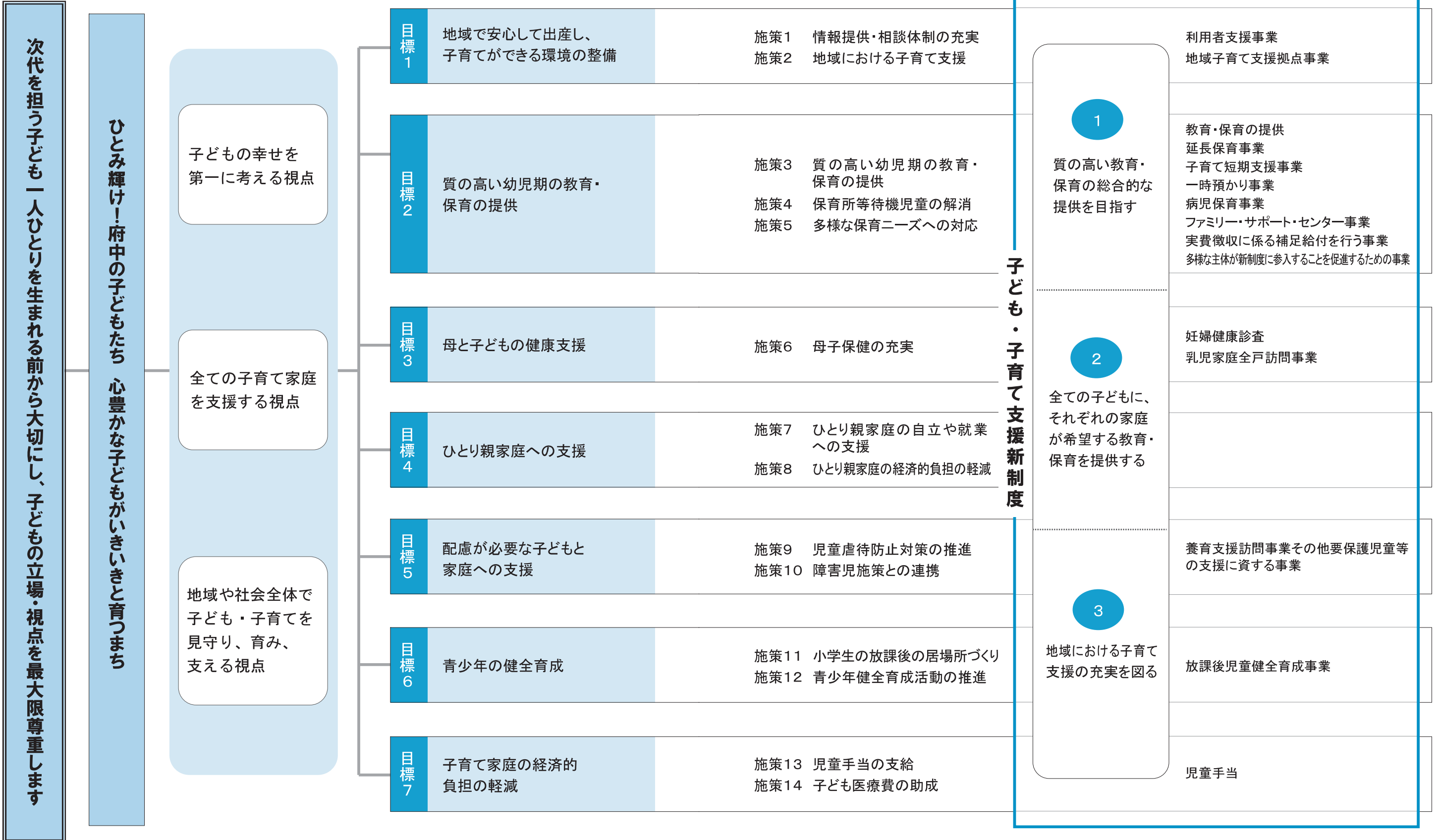
3つの視点

施策目標

主な施策

新制度における方向性

新制度関連事業



## 4 計画期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間とします。

平成 26年度	27	28	29	30	31	32	33年度
第6次府中市総合計画							
	府中市次世代育成支援行動計画						
	府中市子ども・子育て支援計画						

## 5 推計人口

本計画期間における推計人口は、「第6次府中市総合計画」の推計人口に基づき、次のとおり推計しました。

なお、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量は、市民意向調査の結果及び推計人口に基づき算出しました。

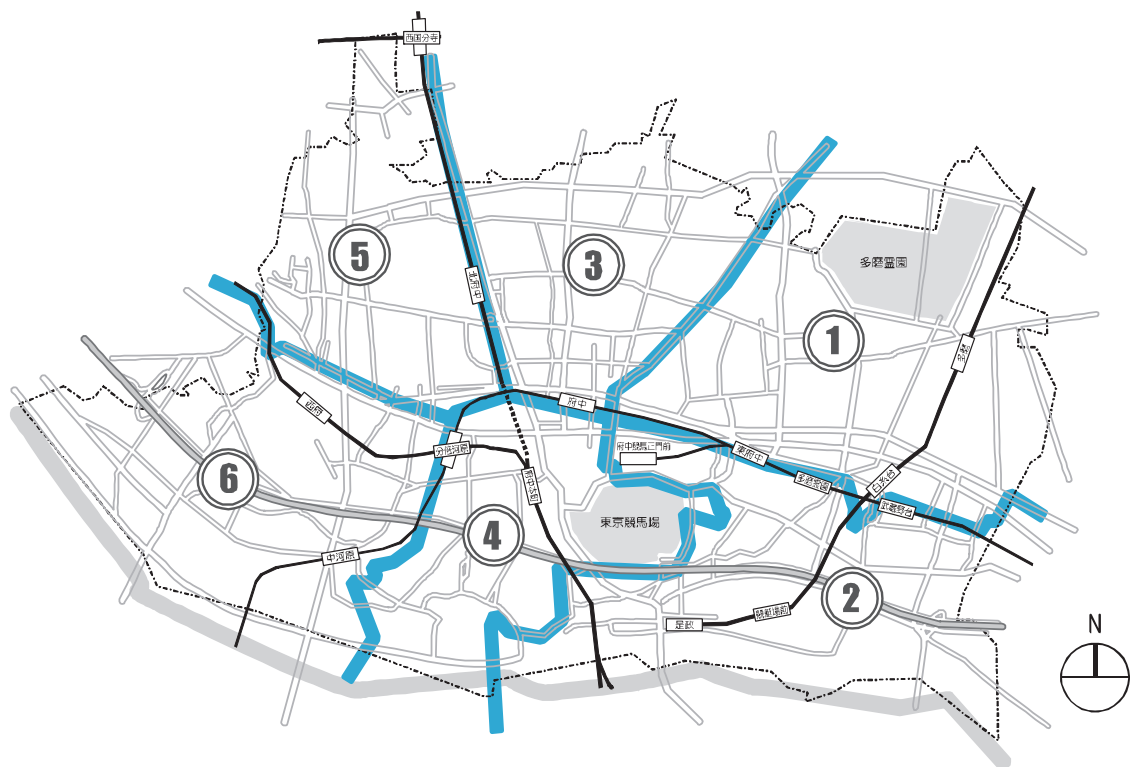
単位：人

区分	実績値	計画期間の推計人口				
	平成25年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	252,004	255,593	256,273	256,953	257,632	258,312
子どもの人口 (0～17歳)	41,505	41,143	40,765	40,400	40,160	39,926
就学前児童 (0～5歳)	14,005	13,016	12,743	12,477	12,296	12,116
小学生 (6～11歳)	13,806	14,014	13,793	13,575	13,423	13,272
中学生・高校生世代 (12～17歳)	13,694	14,113	14,229	14,348	14,441	14,538

※ 平成25年の実績値は4月1日現在の住民基本台帳人口（外国人含む）。推計人口は、「第6次府中市総合計画」の推計人口（各年4月1日）に基づき、子どもの人口について表の年齢区分ごとに推計したもの。

## 6 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、地域の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じた区域設定を定めるものとしています。本市の区域設定に当たっては、福祉関連の各種計画を包括する「府中市福祉計画」に定める、また「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」の基礎的エリアである「6つの福祉エリア」を、本計画においても「6つの教育・保育提供区域」として位置付けます。



- 第1区域：多磨町、朝日町、紅葉丘、白糸台（1～3丁目）、若松町、浅間町、緑町
- 第2区域：白糸台（4～6丁目）、押立町、小柳町、八幡町、清水が丘、是政
- 第3区域：天神町、幸町、府中町、寿町、晴見町、栄町、新町
- 第4区域：宮町、日吉町、矢崎町、南町、本町、片町、宮西町
- 第5区域：日鋼町、武蔵台、北山町、西原町、美好町（1～2丁目）、  
本宿町（3～4丁目）、西府町（3～4丁目）、東芝町
- 第6区域：美好町（3丁目）、分梅町、住吉町、四谷、日新町、本宿町（1～2丁目）、  
西府町（1～2・5丁目）

## 7 計画策定体制

### (1) 府中市子ども・子育て審議会

平成25年7月、子ども・子育て支援法に基づく市町村の「審議会その他の合議制の機関」として「府中市子ども・子育て審議会」（以下「審議会」といいます。）を設置しました。本計画は、市長の諮問に基づく審議会の答申を踏まえて策定しました。

### (2) 市民意向調査

本計画の策定に先立ち、子育てに関する保護者の意識や、幼稚園・保育所等の施設及び各種の子育て支援事業の利用状況と今後の利用意向などを把握することを目的として、市民意向調査を実施しました。就学前児童や小学生の保護者、中学生・高校生世代及びひとり親家庭を対象とし、平成25年10月から11月にかけて郵送配布により行いました。

調査名	対象者	対象抽出方法	有効回収数 (有効回収率)
就学前児童調査	就学前児童の保護者 3,000人	住民基本台帳より 層化無作為抽出	1,917 (63.9%)
小学生調査	小学生の保護者 2,000人		1,358 (67.9%)
中学生・高校生世代調査	中学生 1,000人 高校生世代 500人		821 (54.7%)
ひとり親家庭調査	ひとり親世帯 500人		279 (55.8%)

### (3) パブリックコメント手続

計画（案）に対して、幅広く市民から意見をいただくために、平成26年11月から平成26年12月までパブリックコメント手続を実施しました。